## (助成対象経費一覧)

第5条 当該助成金はグループ・団体の行う活動に対して助成するものであるため、【別表一】の とおり対象経費を定めるものとする。

## 【別表一】

項目	内容
交通費・燃料費	電車及びバス代等公共交通機関乗車賃、活動に要する自動車等に係る燃料費
郵送料•運搬費	切手・葉書代、材料及び機材等の運搬料
消耗品費	事務用品(ノート、鉛筆、封筒、用紙等)等
印 刷 費	資料及びチラシ等の印刷費
会場等借上料	活動の会場となる施設の借上げ費や器材のレンタル代等
原材料費	活動上必要な食材料費、施設訪問などの際に必要となる物資等の原材料費
施設入場料	教養施設等への入場料
食 料 費	講師等への弁当代等
会 議 費	活動中、活動終了後における団体構成員の茶菓子代等 ※合計1万円までが対象
講師謝金	研修会・講習会等に係る講師への謝金 ※団体の構成員のみを対象とするものや、講師が構成員の場合は対象外
研修会等   参加費	構成員の知識・技術の向上を目的に他の団体が実施する研修会・講習会等に参加する場合の参加費 ※合計1万円までが対象
備 品 購 入 費 修 理 費	備品購入費は1年以上継続して使用することができるもの、修理費は修理に要する費用 ※合計1万円までが対象
書籍購入費	活動に直接必要となる書籍 ※合計1万円までが対象

## (助成対象外経費一覧)

第6条 助成対象外経費は、【別表二】のとおり定めるものとする。

## 【別表二】

対象外経費	団体運営維持費:給料、各種手当、謝金、その他名称の如何を問わず、団体の構成員に係るもの、事務所の借上げ及び維持に係る費用、電気、ガス代、水道、電話料金等
	構成員の飲食費:団体構成員のための飲食費(1万円までの茶菓子代を除く) 寄付金・会費等:他者・他団体に対する寄付金、資金援助、負担金、会費、景品等